法律の現場から 168

再犯について

弁護士　村上　光平

最近、少年院を出院してから再び非行を犯した少年の事件が報道されました。

事件を起こしてしまった人の多くは、反省し、立ち直り、社会の一員に復帰しています。法務省が掲載する犯罪白書では、刑務所を出所後2年以内に再び罪を犯す人は2割程度で、少年院出院後に至っては1割程度というデータが紹介されています。

日本の刑務所や少年院では、入所者へ社会生活に必要な知識や生活態度を習得させ、出所後の社会復帰を支援するために、改善指導や教科指導を行っています。出所後の社会生活のサポートをするため、更生保護施設やボランティアで就労支援をしている団体も数多くあります。

罪を犯してしまった人が更生するためには、周囲のサポートが必要です。社会復帰へのサポートがさらに拡充され、再犯のない社会になればよいと思います。

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください

「くらし支える相談センター」　052-916-7702

平日13時～17時

■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）